

監査報告書

令和2年5月19日

学校法人 村崎学園
理事会 御中

学校法人 村崎学園

監事

安藝 武



監事

細 塚 某



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人村崎学園寄附行為第11条第2項に基づき、学校法人村崎学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の学校法人の業務並びに財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表及び財産目録について監査を行い、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

理事会、評議員会、部局長会、合同教授会、予算編成会議等重要な会議に出席。理事長及び幹部教職員等から業務の執行について説明・報告を聴取。重要な決裁書類等の閲覧。また、公認会計士の監査に立ち会うとともに、諸会計帳票の点検及び実地調査等を行い、法人の業務及び財産の状況を監査しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上

監査報告書

令和2年5月19日

学校法人 村崎学園
評議員会 御 中

学校法人 村崎学園

監事 安 藝 武 

監事 紐 環 英 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人村崎学園寄附行為第11条第2項に基づき、学校法人村崎学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の学校法人の業務並びに財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表及び財産目録について監査を行い、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

理事会、評議員会、部局長会、合同教授会、予算編成会議等重要な会議に出席。理事長及び幹部教職員等から業務の執行について説明・報告を聴取。重要な決裁書類等の閲覧。また、公認会計士の監査に立ち会うとともに、諸会計帳票の点検及び実地調査等を行い、法人の業務及び財産の状況を監査しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上